

始良市地域活性化住宅条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、始良市地域活性化住宅条例（平成26年始良市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(共同施設の種類の種類)

第3条 条例第2条第3号に規定する共同施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 通路
- (2) 駐車場

(名称及び位置)

第4条 条例第3条第2項に規定する活性化住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	建設年度	構造	戸数
鵜木原団地	始良市蒲生町上久徳1920番地1	平成4年度	簡易耐火構造2階	4戸

(入居者収入基準)

第5条 条例第6条第2号に規定する収入の基準は、入居の申込みをした日における収入が月額295,000円以下とする。

(準用)

第6条 条例第7条第1項に規定する入居の申込み等の手続については、始良市営住宅条例施行規則（平成22年始良市規則第156号）第3条から第9条まで及び第15条（家賃に関する部分に限る。）から第18条まで並びに第26条の規定を準用する。この場合において、同規則中「市営住宅」とあるのは「地域活性化住宅」と読み替えるものとする。

(家賃の決定)

第7条 条例第12条に規定する家賃は、月額18,000円とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、活性化住宅の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年10月1日から施行する。

(蒲生町地域活性化住宅管理条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 蒲生町地域活性化住宅管理条例施行規則（平成5年蒲生町規則第7号）
- (2) 加治木町定住促進住宅条例施行規則（平成20年加治木町規則第10号）
- (3) 蒲生町定住促進住宅設置及び管理条例施行規則（平成20年蒲生町規則第5号）
- (4) 蒲生町定住促進住宅入居者選定委員会設置規則（平成20年蒲生町規則第6号）

(蒲生町地域活性化住宅管理条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則の施行日前に廃止前の蒲生町地域活性化住宅管理条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年8月27日規則第154号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の始良市営住宅条例施行規則及び第3条の規定による改正前の始良市特定公共賃貸住宅条例施行規則の規定により作成された様式につい

ては、当分の間、 所要の修正を加え、なお使用することができる。